

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月 3日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋冷凍機(A)停止時において、蒸発器及び凝縮器内圧力が通常より高く、その後の確認で弁継手部より冷媒(フロン)の少量の漏えいが認められたため、当該冷凍機を点検・修理。なお、冷媒(フロン)の漏えい箇所の応急処置により漏えいは停止。	G II	
2	1・2号廃棄物処理設備	固化系濃縮洗濯廃液乾燥機給液ポンプ運転中において、ポンプの性能低下(ポンプ入口圧力と出口圧力の差が小さい)及び配管詰まりと考えられる給液流量の低下が認められたため、当該ポンプ及び配管を点検・清掃。	G III	
3	3・4号廃棄物処理設備	固化系濃縮廃液供給タンクPH指示計(水素イオン濃度)において、指示値と手分析の測定値に相違が認められたため、当該指示計を点検・修理。	G III	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系固化コンベアでのドラム缶移動時において、コンベアの制御不良(所定の位置でコンベアが停止せず、ドラム缶有検出器表示灯も不点灯)が認められたため、当該コンベアの制御装置を点検・修理。	G III	